管理 No.

申 154

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 教育部 地域教育課

(企画管理係)

		(正典官理保 <i>)</i>	
根拠区分	条例 · 規則		
許認可等の名称	使用料の還付		
根拠条例・規則の名 称/条項	奈良市公民館条例(昭和39年4月1日条例第13号) 第8条の4		
処分権者	奈良市長		
	公民館の使用料の還付は、次の基準により判断する。		
	•奈良市公民館条例	第8条の4	
	·奈良市公民館条例施行規則(昭和39年奈良市教育委員会規則第3号) 第11条第1項 ·奈良市公民館運営要綱(平成20年10月1日制定)第6条 (関連条文) 【奈良市公民館条例】		
	(使用料の還付)		
	第8条の4 既納の使用料は還付しない。ただし、公民館の使用承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。		
審査基準			
	【奈良市公民館条例施? (使用料の還付)	厅規則(昭和39年奈良市教育委員会規則第3号)】	
	第11条 条例第8条の	4ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、奈良市公民館使	
	用料還付申請書(別記 ばならない。	記第5号様式)に使用承認書及び使用変更承認書を添えて市長に提出しなけれ	
	【奈良市公民館運営要線 【奈良市公民館運営要線	劉(平成20年10月1日制定)】	
		は還付しない。ただし、公民館の使用の承認を受けた者の責めに帰すことができ	
	ない理由のほか、災害	害の発生等不可抗力的な事情により、公民館を使用できない場合には還付する	
	ことができるものとすん	3 .	
標準処理期間	3週間		
最終更新日	平成31年4月1日更新		